

○総務省令第七号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条第三項第三号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

総務大臣 新藤 義孝

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている職員

附 則

この省令は、平成二十六年二月二十一日から施行する。